

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	林業政策課	検索番号	3 - 5
法令名	森林法	根拠条項	50 - 1、65		
許認可等	水の使用権設定に関する認可				
(根拠規定)					
(使用権設定に関する認可)					
第五十条 森林から木材、竹材若しくは薪炭を搬出し、又は林道、木材集積場その他森林施業に必要な設備をする者は、その搬出又は設備のため他人の土地を使用することが必要且つ適当であつて他の土地をもつて代えることが著しく困難であるときは、その土地を管轄する都道府県知事の認可を受けて、その土地の所有者(所有者以外に権原に基きその土地を使用する者がある場合には、その者及び所有者)に対し、これを使用する権利(以下「使用権」という。)の設定に関する協議を求めることができる。					
(水の使用権の使用)					
第六十五条 この章の土地の使用及び収用に関する規定は、水の使用に関する権利の上に使用権を設定する場合に準用する。					
(許認可等の基準)					
森林計画業務に係る審査基準、処分基準及び同意基準について(平成12年12月1日付け森第1095号農林水産部長通知)					
第1 申請に対する処分					
1 審査基準					
(2) 都道府県知事の処分に係る事項					
ウ 法第65条の規定による水の使用権設定に関する認可					
林産物の搬出その他森林施業に必要な行為に伴い、水の使用に関する権利(漁業権、流水引用権等)の上 に使用権の設定を認めている。					
一般には、水を使用する権利は、その土地の所有権の内容に含まれるものであり、土地に使用権が設定されれば水の使用権もそれに従属するものである。しかし、水の使用権だけが必要である場合には、水の使用に関する権利は、独立して使用権設定の対象となり得る。					
上記の使用権の設定に関する認可に係る審査基準については、土地の使用権設定に関する基準(1の(2)のア)を準用する。					
(その他)					

